

番号	区分	意見	回答
<b>納入済通知書・原符の保管・回付</b>			
1	地方団体	<p>金融機関での情報保存について、ページ番号2において省力化を意図する電子化を許容したい記載がある。一方でページ番号4において、課税案件の特定が困難な場合、団体から金融機関へ問合せる運用の記載がある。</p> <p>当県では現状、コンビニ収納代行の際にバーコードを利用しているが、データ化作業でのヒューマンエラーに起因する事故が発生している。（類似の納付書2枚のうち、1枚目をバーコードで2回読み取り、2枚目を読み取らずに収納してしまった。結果、データ上では、1枚目は過誤納、2枚目は未納となっていた。）</p> <p>その際の調査では、紙の納入済通知書とデータを照合する必要があった。</p> <p>QRコードであっても同様のことが起こりえるので、ヒューマンエラー・書面汚損等で、正しくデータ化できない場合に備え、元の納付書の情報（原本が難しければイメージデータ等、手入力ではないもの）は、1会計年度程度、保存されるべきである。</p>	
2	金融機関	<p>・「数日間程度保管が必要」と問われている「納入済通知書・原符本体又はイメージデータ」の保管は、金融機関にとって大きな負担になる（個人情報の保管になるため厳重な管理が必要、データ保管システムの改修が必要、行内での納入済通知書の回付を廃止できない）ため、保管自体を不要とするか、極力短期間（地方団体での消込作業が完了するまでの数日間程度等）としてほしい。</p> <p>既存バーコードと異なり、地方団体で必要な情報を全て網羅するよう作られたQRコードに格納された情報で、納税情報の確認は十分にできると判断できるため、イメージデータを含めて、保管は不要と考える。</p>	<p><b>【事務局】</b> 納入済通知書等及びその記載事項の保管については、地方団体における消込みや、金融機関において一定期間経過後の地方団体からの照会に確実に対応いただく観点、関係機関における事務負担の軽減の観点から、構成団体からいただいた意見も踏まえ、地方税共同機構から具体的日数等を提示予定です。</p>
3	金融機関	<p>・「金融機関は、地方税共同機構及び地方団体からの照会に確実に対応するため、納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）の情報を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない。」とあるが、何らかの保管を金融機関が行うのであれば、結局負担が軽減されないのではないかと懸念。</p> <p>このため、地方団体での保管が可能かについても、ご検討頂きたい。</p> <p>また、金融機関で電子媒体の保管が必要な場合であっても、その保管期間については最低限としていただきたい。</p> <p>あわせて、金融機関が納入済通知書・原符本体の保管を行う場合であっても、その保管期間は、地方団体における消込が行われるまでのごく短期間に限定していただきたい。</p> <p>上記について、MPNの仕様にある最低5営業日の保管をベースとすることが可能か、ご検討頂きたい。</p>	<p>&lt;原本又はイメージデータの保管について&gt;</p> <p>・例えば、金融機関において古い納付書をもとに収納を受け付けたものの、地方団体において課税案件との紐付けが困難な場合などに、金融機関に問合せをすることが考えられます。地方団体における消込みに要する期間は、金融機関にて原本又はイメージデータの保管をしていただきますようお願いします。</p> <p>・地方団体からは、長期的な保存を求める意見もありますが、金融機関において確実な読み取りを行っていただくことを前提として、それでもなお発生する収納事故等については、納税者が保管する領収証書の確認等により対応いただくものと考えております。</p> <p>・なお、MPN仕様においては、最低5営業日の保管が必要とされているところです。</p>
4	金融機関	<p>「地方税共同機構及び地方団体からの照会」（納入済通知書の記載事項の情報）とあるが、具体的にどのような照会が想定されるのか。</p> <p>納税に係るQRコードのデータはMPNセンタ経由で地方公共団体へお渡ししており、地方公共団体が把握している以上の情報を金融機関が保管していないと考えます。</p> <p>「地方税共同機構及び地方団体からの照会」（納入済通知書・原符本体又はイメージ）は前記と同様にどのような照会が想定されるのか。</p> <p>地方税統一QRコードで収納した公金は、公金検査で原符又はイメージデータの提出を求められることはない認識でよいのか。</p>	<p>&lt;納入済通知書記載事項の保管について&gt;</p> <p>・地方団体から金融機関に対し問合せを行うことが考えられることから、収納事務を受託する金融機関においても一定期間、収納情報の保管をしていただく必要があると考えます。</p> <p>・なお、MPN仕様においては、収納金融機関において、問合せ等の際に調査可能である状態で、取引データを7年間保存することとされているところです。</p>
5	金融機関	<p>・コンビニ事業者にて現状実施しているバーコード収納についての「済通知書」の運用方法が、どの程度本件の考え方に影響を及ぼすかが不明。積極的に平仄を取る必要があるのであれば、その旨ご説明いただきたい。いずれにしても、5年は長すぎると考えるため、再考いただきたい。</p>	
6	金融機関	<p>原符・済通の保管（本体またはイメージデータ）について</p> <p>・「地方団体からの照会に備え、数日間程度（地方団体における消込が行われるまでの間）は、納入済通知書・原符本体又はイメージデータの保管が必要」とされているが、QRコードに格納されている情報により、消込が行われるまでの間の地方団体からの照会に対応が可能であれば、本体またはイメージデータの保管は不要と考えられる。</p> <p>・については、どういった必要性から本体またはイメージデータの保管が必要となるのか、その詳細を明らかにしていただきたい。</p>	

番号	区分	意見	回答
7	金融機関	・「数年間保管する」とされる「納入済通知書（領収日付を含む。）の情報」は、地方税統一QRコードから読み取った格納データのみで差し支えないか。	<p>【事務局】納税義務者名を含む全ての情報を保管いただくことが望ましいですが、最低限、MPN一括伝送データに含まれる内容に係る情報を保管してください。</p> <p>なお、本検討会の検討対象ではありませんが、現在、「支払者」の氏名・連絡先を控えている金融機関もあると伺っており、トラブル防止の観点からは、今後も金融機関任意の取組として、納入済通知書記載事項（領収日付けを含む。）の情報の保管のほかこうした情報を保管していただくことも有効であると考えます。</p>
8	金融機関	<p>「納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）」について</p> <p>・現在、「納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）の情報を数年間保管する。この場合、保管の媒体は問わない」とされているが、具体的にどのような情報を保管する必要があるのか、詳細を明らかとしていただきたい。</p> <p>・例えば、本スキームでは、MPN一括伝送フォーマット（収納日データを含む。）を作成し、地方税共同機構に送付することとなる理解だが、当該送付データを保管することで差し支えないのか等、必要となる情報について確認したい趣旨である。</p>	
9	金融機関	・「納入済通知書記載事項（領収日付を含む。）の情報を数年間保管する。この場合において、保管の媒体は問わない」と記載があるが、例えばMPNのクリアリングより取得したデータを保管するという方法も想定してよいか。	
10	金融機関	<p>・「eLTAXを経由した収納については、特定のフォーマットに従った納付情報が電子的に送付されることから、金融機関から地方税共同機構・地方団体への納入済通知書の回付は不要」となる想定である。</p> <p>その場合、回付不要な納入済み通知書についてQRコードの読み取り漏れや二重読み取り防止の観点から、銀行任意の位置に「処理済」等のゴム印表示や機械印字は可能か。</p>	<p>【事務局】地方団体からの照会に対応可能な限りにおいて、差し支えないものと考えます。</p>
11	金融機関	<p>QRコード読み取り済の済通（原本）の管理方法について</p> <p>・読み取り漏れや二重読み取り防止の観点から、処理済みの済通に対して、金融機関任意の場所に「処理済み」などのゴム印表示や機械印字を行っても良いか確認したい。</p>	
<b>現行の納入済通知書・原符の保管期限の見直し</b>			
12	金融機関	・統一QRコード付納付書の取扱いと併せて、現行、金融機関で保管している原符（領収控等）の保管期間の見直しを検討いただきたい。具体的には、統一QRコード付納付書と同様、消込作業が完了するまでの短期保管としていただきたい（各地方団体により保管期間は異なるが、地方団体に受渡している納入済通知書と同じものを金融機関で保管しているものの、各地方団体からの照会はほぼない）。	<p>【事務局】各地方団体における事務に支障のないよう、各地方団体において適切に検討されるものと考えています。</p>
<b>地公体窓口収納における納入済通知書と原符の取扱い</b>			
13	金融機関	・現行、地公体庁舎の窓口で収納された納付書の納入済通知書と原符が納税資金とともに指定金融機関に持ち込まれる場合があるが、こうした取扱いは、地方税統一QRコードの導入を機に廃止してほしい。	<p>【事務局】地方税統一QRコードの活用開始後の事務手続については、各地方団体において検討されているものと認識しています。</p>
<b>「支払期限」経過後の取扱い</b>			
14	金融機関	・金融機関で支払期限後の納付書をQRで対応できないようになると、紙の済通知書の回付をする必要があることから負担が大きくなるため、資料の記載のとおり、支払期限経過後の納付書も金融機関では一律、QRによる収納ができるようにしていただきたい。	<p>【事務局】第1回検討会でお示ししたとおり、金融機関窓口納付については、支払期限後であっても、地方税統一QRコードから読み取った情報をeLTAX経由で地方団体に送付することとしております。</p>
15	金融機関	・金融機関窓口納付について、記載のとおり、支払期限経過後もQRコードでの納付を可能とするようお願いしたい。	
16	金融機関	・「支払期限」経過後の取扱いについては、資料に記載のある期限経過後も金融機関での収納を可能とする案を採用いただきたい考えで、可能な限り早期に取扱方法を確定していただきたい。（郵便局の収納可能エリアを判断する重要な要素であり、当行の事務処理フローの確定に大きく影響するため。支払期限経過後のものが受付可能であれば、どの地方公共団体の公金でも全国の郵便局で収納を可とする方向性を検討しやすくなる。）	

番号	区分	意見	回答
17	金融機関	<p>「支払期限」経過後の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期限経過後の納付書についても、金融機関窓口で受け付ける場合は、受付後、後方の事務センター処理の場面で判明すること等も考慮し、通常処理と同様に受け付けて問題ないとされているが、一方で、他チャネルの場合は、期限経過後の取扱いは不可とされている認識である。</li> <li>・この点、他チャネルで受け付けられなかった場合、金融機関窓口では処理が可能であることから、当該者が金融機関窓口で納付のため来店することが想定されるが、そもそも「支払期限」経過後の納付書であり、本来的には受け付けるべきものではないところ、他チャネルで「受付不可」とする場合、例えば、地方団体に対して照会いただきたい等の案内もあわせて行っていただく必要があると考える。もしくは、その納付書を破棄して差支えないなら、そうした指示を明確に納税者に言うべきと考えるが、何かしら本件について検討している事実があれば、確認させていただきたい。</li> </ul>	<p>【事務局】 地方税共同機構とも連携し、各地方団体において適切に対応されるよう、地方団体に対する周知等を行って参ります。</p>
<b>延滞金の取扱い</b>			
18	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方団体が延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することが「基本」とされているが、例外なく、そのように対応いただきたい（「基本とする」という文言を削除いただきたい）。金融機関窓口における延滞金の加算収納を容認することは、QRコードによる収納の普及を妨げるものであり、元の木阿弥になりかねない。</li> </ul>	<p>【事務局】 個別の地方団体・金融機関の交渉の中で、従前の取扱いを継続することまで排除するものではありませんが、地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納については、地方団体が延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することになります。</p>
19	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地公体は収納日をもとに延滞金の計算を行い納付書を別途発行することを基本とする」と記載されているが、現行では金融機関で、督促料や延滞金を個別に徴求しており、取扱の継続を求める声が多いのが実情である。</li> <li>ついては上記基本方針のもと進めるのであれば、地公体・金融機関それぞれに対する処置をお願いしたい。</li> <li><u>（地公体に対して）</u> 延滞金等徴収のための納付書再発行システム準備や、延滞金自動計算システムの導入など、管理形態整備にかかる国からの予算措置をお願いしたい。</li> <li><u>（金融機関に対して）</u> 金融機関⇄自治体間の交渉具合等によって、（自治体の継続意向を尊重して）延滞金等徴収を取り扱う/取り扱わないといった差異が生じないよう、「全国・全金融機関一律の取扱い規定」の策定をお願いしたい。</li> </ul>	
20	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方団体は、収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」（納税者が金融機関に支払った日）をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することを基本とする。」とあるが、例外を設けず、一律に別途発行としていただきたい。</li> </ul>	
21	金融機関	<p>延滞金の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方団体は収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」（納税者が金融機関に支払った日）をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することを基本とする」とされている。</li> <li>・この点、本年6月末に公表された「地方税におけるQRコード規格に係る検討会 取りまとめ」においても延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしない旨、明記されている認識である。</li> <li>・さらに、今回のQRコードによる収納は、金融機関と地方税共同機構との契約であり、一律の契約内容となる理解であるところ、延滞金の取扱いについては、この一律の契約内容において措置することは出来ず、延滞金の取扱いは事実上、QRコード収納を金融機関窓口で行う場合も不可能であり、仮に行われる場合は、契約外の取扱いとなると考えるが、本認識について相違ないか確認したい。</li> <li>・また、認識相違ない場合、契約外の取扱いとして、地方団体から個別金融機関に対し、延滞金の取扱いについて対応を求められる懸念もあることから、QRコードによる収納の場合、延滞金の取扱いを金融機関窓口で行うことは出来ない旨、地方団体に対して周知等を検討いただきたい。</li> <li>・なお、その場合、地方団体は延滞金徴収のための納付書再発行システムの整備もQRコード対応に係り必要となる認識であり、当該対応に当たって、地方団体への予算措置が検討されているか、念のため確認させていただきたい。</li> </ul>	

番号	区分	意見	回答	
<b>一括伝送データの運用ルール「送信期限」</b>				
22	金融機関	一括伝送データ送信期限等の運用ルールについて、「事務センター（後方）での取りまとめ日（データ作成日）から起算して〇営業日までに送信する」といった取扱いとさせていただきたい。 山間地や島しょ部を含めて全国の店舗で取り扱った納入済通知書を事務センターに郵便で送付する場合、営業時間や郵便事情等により、一律、窓口収納日を起算日としたルールに対応することは困難であるため。	【事務局】第2回検討会にて議題とさせていただきます。	
23	金融機関	・消込データの送信期限は、現在個別地公体と実施しているMPN一括伝送方式でも、遠隔の営業店取扱分については2営業日を要しているため、2営業日は必要と史料。		
24	金融機関	・現時点において事務フローは確定していないが、納入済通知書を店頭から事務センターに集約して事務処理することを想定した場合、消込データの送信には、受付から最低2営業日は必要。		
25	金融機関	・店頭から事務センターへの郵送は最大2営業日必要だが、さらに1営業日程度余裕があると望ましい。		
26	金融機関	・eLTAXへの伝送期日は「収納日の翌営業日中」となっているが、伝送期日の撤廃はできないか。 事務センターで収納データを伝送する想定をした場合、離島地区や県外地区の営業店から事務センターに済通知書が届くのに時間を要する。さらに、台風等の災害によっては船舶や航空等の交通麻痺が発生するため伝送期日を縛られると運用が難しくなる。 したがって、銀行で収納データができ次第、伝送するといった柔軟な対応の検討をお願いしたい。		
27	金融機関	・現時点で「消込データの送信期限」について、具体的にどの程度期間を要するかの判断はできかねる。		
28	金融機関	・消込データの送信期限について、店頭での受付日から4営業日程度は確保するべきと思われる。 － 店頭で受け付けた納付書を郵送やメール便等により事務センターに集約したうえでQRコードの読み込みを行う場合、遠隔地からのデリバリーを考慮すると、4営業日は必要と思われる。		
29	金融機関	一括伝送データの運用ルール（送信期限）について ・可能な範囲で会員銀行に確認したところ、概ね、2営業日（収納受付日をN日として+2営業日）程度必要との回答が多い状況であった。 ・ただし、一部金融機関においては、遠隔地から事務センターへの郵送が必要となる場合、災害等ではないが、少しのトラブルにより遅延した場合、2営業日であっても難しい懸念があり、可能であれば3営業日が望ましいとの意見もあった。 ・また、非常時における対応（災害等）については、想定も仕切れず、都度対応とならざるを得ないと考えられるところ、そうした際の対応方針についても、今後検討が必要と考える。 ・なお、一部金融機関では、窓口においてQRコードを読み込むため、送信期限についてあまり問題にはならないとする金融機関もあった。		
<b>QRコードの印字・読取</b>				
30	地方団体	本団体においては印刷する帳票毎に、プリンタdpiが異なる想定である。そのため、セルサイズ及びドット数についても帳票毎に異なる想定だが、QRの読取をされる金融機関様で懸念等があればご教授いただきたい。		【事務局】地方税におけるQRコード規格に係る検討会取りまとめの中で、QRコードの生成条件をお示ししているところですが、セルサイズやドット数については、この条件を満たす範囲で各地方団体ごとに異なることが想定され、同一地方団体の帳票ごとに異なる場合も問題ないと考えますが、今後、本件に関し金融機関から懸念が提示される場合には、早期に情報共有いたします。
31	金融機関	・地方税統一QRコードの読取りテストについて検討するべきではないか。 － 新規に読み取り機能を追加する必要があるためテストは必須と考える。 共通的なサンプルを作成し全金融機関に配付し確認するか、各金融機関にて地元自治体よりサンプルを取り寄せテストするか等、方向性を決めていただきたい（1か所でOKなら全国の自治体でOKとしてもいいか等）。 － 万一本番で読み取りが出来なかった場合の対応についても取り決めが必要ではないか。	【事務局】第2回検討会にて議題とさせていただきます。	

番号	区分	意見	回答
32	金融機関	QRコードへの表示は「地方税統一QRコード」であることが分かるような表示にしてもらうことを要望したい。 特に、MPN標準帳票のように固定の場所にQRコードが印字されるものはよいが、地方税統一QRコードの取扱い対象ではない公金の納入済通知書に地方公共団体独自のQRコードが印字されることがあれば、窓口で受付可否の判断が難しくなる。	【事務局】第1回検討会でお示したとおり、納入済通知書及び原符の表面には、地方税統一QRコード以外のQRコードを印字しないこととしております。このほか、第1回検討会における意見を踏まえ、「地方税統一QRコードであることが分かるような表示」についても検討して参ります。
33	ベンダー	税務システム標準仕様書1.0版の帳票要件には、納付書としてマルチペイメント統一様式、払込取扱票、圧着ハガキが定義されています。本検討会等でマルチペイメント統一様式、払込取扱票はQRコードの印字位置等の検討がされていますが、圧着ハガキは検討されていません。圧着ハガキの納付書についても検討していただきたく、ご検討のほどよろしくお願いたします。	【事務局】圧着ハガキの納付書については、税務システム標準化の中で検討されておりますが、令和5年度の時点では、様式の統一化が困難であり、QRコードの印字位置についても統一的な検討を行うことが難しいと考えております。令和5年度時点では、各地方団体において、関係機関と印刷位置も含めて調整を行っていただくようお願いいたします。
34	ベンダー	納付書様式の変更に伴い、コンビニバーコードの読取テストが必要になると思われま。効率的にテストを進めるために、コンビニ収納代行会社ごとにバラバラになっているテストの条件（準備する納付書の枚数や金額のパターンなど）の統一をお願いできますでしょうか。	【事務局】関係機関に対し、検討を依頼しています。その結果については、必要に応じて情報共有いたします。
35	金融機関	・eLTAX改修等の検討状況の報告P2「QRコード破損等による読み取エラー時の処理方法」も早期に内容を確定させてほしい。（金融機関が後方でQRコードを読み取った際に破損が判明した場合は、納入済通知書の情報を地方公共団体に電話連絡し、QRコードが印刷された納入済通知書等を再発行してもらい収納するといった方法はいかがでしょうか。）	【事務局】第2回検討会にて議題とさせていただきます。
<b>二重納付発生時の対応</b>			
36	金融機関	・二重納付が発生した場合には、地公体側で対応いただく（還付手続きを行う）ルールとしていただきたい。	【事務局】二重納付が発生した場合には、地方団体側で還付手続きをするものと認識しております。
<b>収納手数料等</b>			
37	金融機関	・QRコードを用いた収納手数料については、金額によって取組みの可否を判断したいという金融機関もあり、また地公体側でも予算確保の都合があると思われるため、早急な決定を是非お願いしたい。	【地方税共同機構】収納手数料を含め、一括伝送の取扱い条件を可能な限り早期にお示しできるよう検討を進めて参ります。
38	金融機関	・QR読取りに係るシステム対応、MPNへの一括伝送対応等、金融機関のコスト負担は大幅に増加する。地方税共同機構からいただく収納手数料はこうした負担増加を踏まえた水準に設定されるよう要望願いたい。	
39	金融機関	収納委託手数料を早期に示していただきたい。（今後のシステム開発（非対面チャネル、窓口でのQR収納等）を検討する上で重要な要素であるため。）	
<b>一括伝送方式事前取決事項</b>			
40	金融機関	・「一括伝送方式事前取決事項の例」として「4. 派出収納等のケースで収納済請求書をオンライン消込できない場合の運用」、「10. 詳細表示・詳細印字の実施有無」、「11. 通帳印字内容」が挙げられているが、どのような内容を想定しているのか。一括伝送方式の場合、これらはそもそも不要ではないか。	【地方税共同機構】一般的な事前取決事項の例示をさせていただきましたが、ご認識の通り、本件において検討不要項目です。
<b>QRコードへのURLの格納</b>			
41	金融機関	・QRコード格納項目の項番10「拡張領域」の考え方等に、「今後、必要性が生じた場合に必要項目をセットする。eLTAXのURL格納を将来的に検討。」という記載があるが、URLのデータ内容（記号の有無等）、エンコード方式を教えてください（システムベンダーより問い合わせがあったもの）。	【事務局】現時点では未定です。

番号	区分	意見	回答
<b>対象税目</b>			
42	金融機関	対象税目について ・QRコード活用に依る効果を最大化するためには、幅広い税目・料金における対応が必要と考える。その他省庁との調整も必要という認識だが、積極的に検討いただきたい。 ・なお、申告税目については、税目確定のタイミングの関係から、対応が難しい旨が当初より指摘されている理解であり、まずは普通徴収の税目・料金（賦課税目・料金）がターゲットとなるものとする。	【事務局】地方税での活用については、地方団体が希望する全ての税目について活用可能となるよう、検討を進めて参ります。地方税以外での活用については、各制度を所管する関係省庁との協議を継続してまいります。
43	金融機関	・地方税統一QRコードの対象税目の早期拡大や、介護保険料や水道料等の自治体が発行する全納付書にQRコードを付けることが早期にできるように関係省庁との調整や法令の改正を進めてもらいたい。	
<b>帳票の統一化</b>			
44	金融機関	・MPN標準帳票への納付書統一化を2023年度から実施できないか。自治体は何度も納付書を改定すると改修負担が重くなると想定される。また、金融機関側も納付書が統一化されることで事務負担軽減を図ることができる。	【事務局】全団体の納付書を令和5年度に統一化することは困難と考えております。今後、令和7年度を目途に行われる税務システム標準化の検討の中で、様式の統一化についても検討を進めてまいります。
<b>事務フローの統一化</b>			
45	金融機関	・金融機関における事務フローと自治体における事務フローの基本形を定めるべきではないか。 － システム設計にあたって、お互いのフローの基本形を共有することによって、より進捗が図られるのではないか。	【事務局】一括伝送方式に係る取扱条件等は、MPNの契約ルール（D方式）に基づき、今後、地方税共同機構において示される予定ですので、それを踏まえ、各金融機関、地方団体にて事務フローのご検討をお願いいたします。
<b>一括伝送方式導入手順の提示等の支援</b>			
46	金融機関	一括伝送方式への対応にあたり、MPNの契約ルール（D方式）に基づき地方税共同機構が取扱条件を開示のうえ、各金融機関は承諾・回答書を機構に提出するとある。 令和5年度からの地方税の納付における統一QRコードの活用に向け、各金融機関は一括伝送方式の導入等のシステム改修が必要となるが、地方税共同機構の取扱条件によりシステム改修の詳細事項が提示されるのか。 当業界においては、MPNを業界共同システムにより対応しているが、窓口システムにおける一括伝送方式を導入していないことから、窓口システムへの一括伝送方式のチャネル追加への対応が大きな課題となっている。 地方税統一QRコード規格に係る検討会の取りまとめでは、一括伝送方式の導入にあたり、「マルチペイメントネットワーク運営機構は、一括伝送方式に新たに対応する金融機関に対し、導入手順の提示などの支援を行う。」とあるが、令和5年度からの円滑な運用開始に向けて、システム対応に要する相応の期間を確保するため、今後の具体的な導入手順及び改修事項等の詳細について、早急に提示いただきたい。	【事務局】第2回検討会において、マルチペイメントネットワーク運営機構より、現在の検討状況等について報告をいただきます。
<b>スマホアプリ等からのデータ伝送</b>			
47	金融機関	・地方税統一QRコードを用いてスマートフォン（スマホ決済アプリ、バンキングアプリ）で地方税の収納を行った場合、収納データをMPN一括伝送で送信することは可能と考えてよいか。パソコンのインターネットバンキングで収納した場合も同様か。	【事務局】金融機関の提供するスマホ決済アプリ、インターネットバンキング等において、地方税QRコードを用いて収納を行った場合に、金融機関窓口での収納分と合わせて収納データをMPN一括伝送方式にて送信を行うことを妨げるものではありません。 ただし、二重納付防止のため、来年春を目途に公開予定のインターフェイス仕様書をもとに、スマホ決済アプリ及びバンキングアプリからeLTAXに対して、当該案件の納付可否を確認する仕様としていただくよう検討をお願いいたします。

番号	区分	意見	回答
<b>その他</b>			
48	地方団体	本施策を進める上では各収納機関や全国の自治体が協力・連携して取り組むことが必要であると認識している。一方で、会議でも度々挙がっている金融機関窓口における手数料が今後増額となった場合、自治体が費用対効果を見出すことができず、導入を見送りたい等の声が続出した際はどの様にまとめていくのか。現時点での考えを確認したい。（ある程度強制力を持って対応させるのか、不参加を容認するのか）	【事務局】 地方税統一QRコードについては、納税者の利便性向上や地方税務手続のデジタル化・効率化推進に資するものと考えており、総務省としては、今後示される手数料の多寡にかかわらず、令和5年度から全地方団体・全金融機関においてQRコードの活用を進めていただくよう、お願いして参ります。
49	金融機関	・地方税統一QRコード導入について、金融機関としても対応しているところであるが、地公体側の足並みに不安があり、今一度地公体に対して、対応必須である旨、明確な指示を行っていただくよう総務省にお願いしたい。	【事務局】 引き続き、地方団体、金融機関等における取組が着実に進むよう、取り組んで参ります。
50	金融機関	・集中部署でQRを読み取る場合は営業店の事務負担は現行とほぼ変わらないが、営業店で読取りを行う場合、窓口で行うにせよ後方で行うにせよ、QRコードを読み取るという事務が追加になる。特に窓口読取りの場合、QR付き納付書とQR無し納付書とで収納取扱い方法を分けなければならない、かえって事務が複雑化し負担が増加（「済通知書」と「データ」が併用）する点をご認識いただきたい。	【事務局】 読取りの場所については、各金融機関の事情を踏まえ御判断ください。本取組により、金融機関から地方団体への済通回付が不要となるなど、金融機関における事務負担軽減につながるものと考えています。
51	ベンダー	QRコード格納項目の項番05「課税年度」項番06「対象年度」についてLTA発出の見積参考資料2.0版に記載された用語の定義と、税務システム標準仕様書1.0版における用語の定義に不整合が起きています。用語の統一をお願いします。 ・見積参考資料2.0版 別紙4 「課税年度」…調定を行った年度 「対象年度」…課税対象となる年度 ・税務システム標準仕様書1.0版 50_13_用語集 「賦課年度」…納税義務者に対し納めなければならない税額を決定及び通知した年度。 「課税年度」…課税の事由となる根拠の発生した年度で、本来課税を行うべき年度。	【事務局】 地方税共同機構と連携し、用語を統一します。
<b>eLTAXの仕様の早期開示</b>			
52	金融機関	・2022年4月の予定されているeLTAXのインターフェース公開時期については、可能な限り早めていただきたい。そのインターフェースに基づき「ことら」が開発をかけると認識しているが、「ことら」側の開発が遅れてしまうと、結果的に銀行界全体が2023年4月の開始に間に合わない可能性が生じる。	【地方税共同機構】 システム開発のスケジュール上、2022年4月にインターフェース仕様を公開する予定としています。 正式な仕様公開に向けて可能な範囲で事前に情報展開させていただきますので、ご理解いただければと存じます。
53	金融機関	・eLTAXとスマホ決済アプリを接続するためのAPIの開発について、APIの仕様が開示される時期は、2022年4月から6月とされているが、金融機関側のシステム対応を、よりスムーズに進めるため、システム仕様調整の段階からの情報の展開をお願いしたい。	
54	金融機関	インターフェース仕様書公開（API）について ・2022年4月に予定されているeLTAXのインターフェース仕様書（API）公開について、接続する民間事業者（個別のスマホ決済事業者やスマホ決済インフラ（ことら等））の検討期間や開発期間も考慮し、可能な限り前倒しをお願いしたい。 ・納税者の利便性の観点からは、これらが2023年4月から本スキームに参加できるようなインターフェース公開スケジュールとなっていることが極めて重要だと考える。	

番号	区分	意見	回答
55	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MPNと地方税共同機構間のシステム接続に関する仕様および各金融機関とMPNとのシステム接続に関する仕様の詳細に関する情報を早期に開示いただきたい。</li> <li>－ 会員各行のベンダーからは、MPN側の仕様が固まらないと開発に取り掛かれないと言われている。共同システムを利用している場合でも、仕様が固まったところでないと、加盟行間での情報交換もできそうにない。</li> <li>－ 会員行には小規模行が多く、少人数での対応を余儀なくされている。要件定義などが見えていない中、どのような準備やチームで臨んでいかなければならないかが不安材料。</li> </ul>	<p>【地方税共同機構】 現行の共通納税システムにおいてMPNのダイレクト方式・情報リンク方式等を活用しており、今回の一括伝送方式の活用につきましても既存のMPNの仕様に則り開発を進めてまいります。</p> <p>【MPN運営機構】 各金融機関とMPNとのシステム接続については、既存の一括伝送方式に関する仕様と変わりありません。既存のMPN仕様書等でOCRで読取ると記載されている点をQRと読替えていただきたくお願いします。ただし、QRコードから一括消込データを組み立てる際の設定値について既存仕様書上の取扱いが不明確であるというご指摘をいただいております、第2回活用検討会で資料を提示します。</p>
<b>無料ソフトウェア「NFdesk（仮）」について</b>			
56	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『eLTAXを利用するための無料ソフトウェア「NFdesk（仮）」』とは誰（ユーザ）がこういった段階で使用するソフトウェアかの概要やリリース予定時期等を示していただきたい。</li> </ul>	<p>【地方税共同機構】 「NFdesk（仮）」は賦課税目等をユーザである納税者（個人及び法人）が共通納税システムで納付するために使用するWebシステムであり、リリース時期は令和5年4月の予定です。</p> <p>納税者は納付書が送付されたタイミングで、「NFdesk（仮）」にアクセスし、納付書に印字されたQRコードの読み取り又はキー情報入力等により納付対象の案件を特定します。</p> <p>納付対象の案件を特定後、支払方法（MPNダイレクト・情報リンク、クレジットカード）を選択し決済処理を行います。</p> <p>※「NFdesk（仮）」は、eLTAXのIDを取得していない納税者もログインすることなく利用することができます。</p>
57	金融機関	<p>パソコン操作・NFdesk（仮）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「パソコン操作」についても、非対面で納付が完結し、納税者にとって利便性の高い方法となることが考えられるところ、検討を進めていただきたい。</li> <li>・一方、無料ソフトウェア（NFdesk(仮)）については、パソコン操作での活用を実現するために新たに開発され、QRコードの読み取りによる納付操作機能を実装するとされているが、その具体的な内容は明らかとなっていない。</li> <li>・当該ソフトウェアと各金融機関で提供しているインターネット・バンキングが連携すると思われるが、その場合、金融機関側でシステム開発負担が必要になるのか等、現時点の情報では、金融機関に影響が生じるものなのか検討が付かず、ついでには、本ソフトウェアの詳細（仕様・リリース時期等）について明らかとしていただきたい。</li> </ul>	<p>【地方税共同機構】 現在の共通納税システムにおいて既にMPNのダイレクト方式、情報リンク方式等に対応しており、新たな無料ソフトウェア「NFdesk（仮）」においても現行システムの機能を活用して令和5年4月から各金融機関のインターネットバンキングと連携する予定です。</p> <p>また、「NFdesk（仮）」においては、現行の共通納税システムの機能（MPN情報リンク方式）を活用してインターネットバンキングに対応することから、「NFdesk（仮）」とのインターネットバンキング連携のための金融機関側の対応は不要です。</p>
58	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「パソコン操作」での活用を実現するための無料ソフトウェアと各銀行で提供しているIBと連携することで法人客の来店は減少できる可能性が高いことから、優先して取り組んでいただきたい。</li> </ul>	
59	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「パソコン操作」での活用を実現するための無料ソフトウェアと各銀行で提供しているIBは、どのように連携するのか。また、この場合、銀行側のシステム開発負担は、どの程度になるのか。</li> </ul>	
60	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「パソコン操作での活用実現のため、無料ソフトウェア「NFdesk(仮)」を開発し実装する。」とあるが、金融機関側での読み取り対応については、あくまで各金融機関に任せるため、同様の取組み（統一のアプリを開発し各行に展開等）は現状では検討段階にないという認識で合っているか。</li> <li>・金融機関全体で取組むのであれば、統一のシステムやアプリで対応しコストを下げるのが合理的と考えられるため、その対応について具体的に議論していただきたい。</li> </ul>	<p>【事務局】 「統一アプリを開発し各行に展開等」の動きについては承知しておりませんが、いずれにしましても、金融業界での対応については、引き続き金融業界において御議論・御検討いただくものと考えます。</p>